

令和3年度 第6回天童市農業委員会総会 会議録

令和3年9月13日(月)午前10時00分 第6回天童市農業委員会総会を市役所5階会議室に招集した。

1 出席委員

1番	佐藤悦雄	2番	須藤隆司
3番	那須桂子	4番	松田康政
5番	仲野真	6番	三宅藤義
7番	高橋昭義	8番	五十嵐晋
9番	今野滋	10番	太田博巳
11番	梅津節子	13番	細矢幸市
14番	小川晋	15番	武田仁
16番	清野貢市	17番	荒沢亨
18番	五十嵐慶一	19番	堀越重助

2 欠席委員

12番 秋保茂男

3 出席事務局職員

事務局長	松田健一	事務局長補佐	結城篤彦
行政主査	浅井宏一郎	行政主査	鈴木麻悠子
主事	大貫彰太		

4 議事日程

第1 農業委員会憲章朗読

第2 開会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告(運営委員長、農地常任委員長、広報編集委員長)

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答」

「農地改良(畑地への変更等)届出受付状況報告」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の取消願の受理について」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

第6 議事

承認第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について

議第26号 農地法第3条の規定による許可について

議第27号 農地法第5条の規定による許可について

議第28号 令和3年度第6回農用地利用集積計画について

第7 閉会

5 議 事 録

午前10時 開会

議 長 　　ただ今より、去る9月6日付け天童市農業委員会告示第12号をもって招集しました、令和3年度第6回天童市農業委員会総会を開会いたします。

　　本日の総会に欠席の委員は、

　　12番 秋保 茂男 委員

　　以上1名であります。本日の総会への出席委員数は、委員19名中、18名で定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配布しておりますので、事務処理報告は読み上げを省略し、「承認第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」、「議第26号 農地法第3条の規定による許可について」及び「議第28号 令和3年度第6回農用地利用集積計画について」は集約した説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取扱うことに御異議はございませんか。

　　(異議なしの声)

　　御異議がございませんので、そのように取扱うことに決定しました。

議 長 　　**日程第3** 議事録署名委員の指名を行います。

　　13番 細矢 幸市 委員

　　14番 小川 晋 委員

　　両委員をお願いします。

議 長 　　**日程第4** 委員長報告をお願いします。

清野貢市 運営委員長。

清野委員 本日9時30分より第2回運営委員会を開催いたしました。内容については交通事故に伴う処分の協議です。詳細は全員協議会で報告します。

議長 細矢幸市 農地常任委員長。

細矢委員 9月10日 第5回農地常任委員会を開催しました。内容としましては過去3年の新設農家の追跡調査と新設農家1軒の審査です。これについて特に問題はないということになりました。尚、新設農家の農地の使用貸借については、来月の総会で議案として上程する予定です。

議長 今野 滋 広報編集委員長。

今野委員 9月2日に第1回広報編集委員会を開催いたしました。内容は11月発行予定の農委広報123号についてです。今回は委員の皆さんへの原稿依頼はございません。下限面積や農地改良届の変更がございましたので、主に改正点などを中心として作成したいと考えております。

議長 事務局長 日程第5 事務処理報告をお願いします。

事務局長 総会次第の事務処理報告を御覧ください。8月14日から本日の総会までの事務処理状況となっておりますので、御確認をお願いします。次に総会資料を御覧ください。

1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について」です。件数2件、合計面積966.00㎡です。

2ページ、「農地改良(畑地への変更等)届出受付状況報告」です。件数8件、合計面積11,162.00㎡です。

6ページ、「農地法第5条の規定による農地転用届出書の取消願の受理について」です。件数1件、合計面積291.00㎡です。

7ページ、「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数3件、合計面積1,066.00㎡です。

以上です。よろしくをお願いします。

議長 事務局から報告がありましたが、御質問等ありませんか。
(質問なし)

議長 日程第6 議事に入ります。承認第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」を上程します。事務局は集約して説

明をお願いします。

事務局 (総会資料に基づき説明。)

議長 ただ今説明がありましたが、御質問等ありませんか。

(質問なし)

議長 お諮りいたします。承認第8号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、承認第8号は承認することに決定しました。

議長 議第26号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。事務局は集約して説明をお願いします。

議長 (総会資料に基づき説明。)

議長 地区担当農業委員の説明を求めます。1番、細矢幸市委員。

細矢委員 申請事由のとおりです。

議長 2番、松田康政委員。

松田委員 かねてより渡戸森下地区の方に産業廃棄物等を不法投棄している場所があるということで事務局と事前に打ち合わせをし、廃棄物を撤去いたしました。受人がこの土地と事務所が近いという事で、今回購入してくれることとなりました。前出の農地改良届で受人がこの周辺を併せて農地改良し、牧草を植えて管理することになりました。

議長 3番、今野滋委員。

今野委員 申請事由のとおりです。

議長 地区担当農業委員から説明がありましたが、御質問等ありますか。

(質問なし)

議長 お諮りいたします。議第26号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認め、議第26号は許可することに決定しました。

議長 議第27号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 (総会資料に基づき説明。)

議長 地区担当農業委員の説明を求めます。1番、清野貢市委員。

清野委員 申請事由のとおりです。

議 長 2 番、佐藤悦雄委員。
佐藤委員 以前は桃を作っていたのが、長期間草を刈っていない状態で、何度も注意したが一度も草刈りをしていないので、審議をお願いしたいと思います。

議 長 3 番、高橋委員。
高橋委員 申請事由のとおりです
議 長 2 番の方について皆さんから御意見をうかがいたいと思います。
三宅藤義委員。

三宅委員 草刈りをしなかったということで、違反として挙がっているのでしょうか。

議 長 佐藤悦雄委員。
佐藤委員 何度も注意しても聞かないので、去年から遊休農地として挙げました。

議 長 三宅藤義委員。
三宅委員 農業委員会は遊休農地として挙がっているものは許可すべきではないというのが慣例ですので、許可すべきではないと考えます。

議 長 細矢幸市委員。
細矢委員 遊休農地を解消してもらおうという条件付きで許可できないですか。
議 長 佐藤悦雄委員。
佐藤委員 私は事務局に一度注意してもらい、草を刈ってから許可をするというふうにした方が良いと思います。

議 長 細矢幸市委員。
細矢委員 私も草を刈ってから申請し直してもらおう方が良いと思います。
議 長 事務局。
事務局 法的な解釈を申し上げます。3 条の第 2 項で許可できない事例が列挙されております。その一つに、権利を取得しようとする者は取得後においてすべての農地を耕作に用いること。それが認められない場合は、許可することができないとされております。この度のケースで、仮に譲受人が違反転用等を行っていて、新たな農地を取得してもまた違反転用や遊休農地化する恐れがあるという判断で許可をしないというのは、農地法第 3 条第 2 項に想定される案件です。しかし、今回は逆に、譲渡人が遊休農地を所有されているので、このケースにも合致しないという気がいたしました。今回の転用の許可と、遊休農地である場合の許可は切り離して考えるのも選択肢の一つかと思います。

議 長 事務局から説明ありましたが御意見ありますか。今野滋委員。
今野委員 私と太田博巳委員が転用用調査会の委員として現地を調査して参りました。今、地区担当農業委員からありましたとおり、かなり草が生えており草刈はしていないようでした。事務局からは法的には不許可に該当しないということでしたので、口頭で渡人に草刈りを指導するというようにして、許可してはどうかと思います。

議 長 事務局いかがですか。
事務局 すでに遊休農地に挙がっているということで、遊休農地の解消に向けた取組みが必要ですので、そのように対処していきたいと思います。

議 長 荒沢亨委員。
荒沢委員 質問です。今回売買する場所も含めて遊休農地に挙がっているのか、転用後は一部分だけでも遊休農地の解消になるのでしょうか。また、今回事務局が口頭で注意してから売買ということですが、強制力があるのでしょうか。

議 長 事務局。
事務局 場所については、この度の許可申請があった場所とは別になります。口頭での注意ですが、もちろん草を刈ってからの売買というのは我々も思っておりますが、法的には条件を付すというところまでは厳しいという認識です。口頭で草刈りをお願いするというところに留めまして、それ以降の手続きとしましては、遊休農地解消の取組みに則った対応をさせていただければと思います。

議 長 お諮りいたします。議第27号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第27号は許可することに決定しました。

議 長 議第28号「令和3年度第6回農用地利用集積計画について」を上程します。事務局は簡潔に説明をお願いします。

議 長 (総会資料に基づき説明。)

議 長 ただいま説明がありましたが、質問等ありませんか。
清野委員 地目が樹園地ですが作物は何ですか。収穫は済んだものですか。
事務局 作物はサクランボです。貸借は収穫が終わってからになります。

議 長 お諮りいたします。議第28号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第28号は原案のとおり決定しました。

議 長 以上をもちまして、令和3年度第6回天童市農業委員会総会を閉会
いたします。

午前10時30分 閉会

上記のとおり会議の内容を収録し、相違のないことを証するため署名する。

令和3年9月13日

天童市農業委員会 第6回総会

議 長 堀越 重助

議事録署名委員 13番 細矢 幸市 委員

14番 小川 晋 委員